

入札保証金及び契約保証金の納付等手続の流れについて

物品の買入れ、借入れ及び製造の請負、役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に係る契約を除く。）における香川県広域水道企業団契約規程第9条～第11条に定める保証金の納付等の手続について、下記に記載します。

【参考】香川県広域水道企業団契約規程第9条～第11条

（保証金の納付）

第9条 契約担当者は、競争入札に加わろうとする者に対しては入札前に入札保証金を、契約の相手方に対しては契約を締結する前に契約保証金をそれぞれ納付書（入札当日に納付される入札保証金にあっては、入札保証金等納付書）により納付させなければならない。

2 前項の入札保証金及び契約保証金の額は、それぞれ次に掲げるところによるものとする。

（1）入札保証金 契約しようとする金額の100分の5以上

（2）契約保証金 契約金額の100分の10以上

3 契約担当者は、契約金額の増減があった場合は、その増減の割合に従って契約保証金を増減しなければならない。

4 入札保証金及び契約保証金には、利子を付さないものとする。

（保証金に代える担保）

第10条 契約担当者は、次に掲げる有価証券等を入札保証金又は契約保証金に代わる担保として徴することができる。この場合において、定期預金証書については、金融機関の質入れ又は譲渡に関する承諾書を添付させなければならない。

（1）国債、地方債、国債若しくは地方債の利札で支払期日の到来したものの、政府保証債又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

（2）契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

（3）定期預金証書

2 前項に規定する担保の価値は、その額面金額とする。ただし、同項第1号に掲げる有価証券にあっては、額面金額の10分の8に相当する金額とする。

3 第1項に規定する担保としての有価証券の納付は、保管有価証券納付書（入札保証金に代わる担保としての有価証券で入札当日に納付されるもの）にあっては、入札保証金等納付書）によらなければならない。

（保証金の還付）

第11条 入札保証金は落札決定後に、契約保証金は債務の履行の検査終了後にそれぞれ還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

1 入札保証金の納付

項目	内容
保証金の額	契約しようとする金額（入札者の見積もった契約金額 ※消費税等を含んだ金額）の100分の5以上
納付の期限	開札の開始時間まで
保証金に代えることができる担保の種類	別表のとおり
納付の方法	①現金で、開札日の前日までに納付する場合 企業（分任）出納員が作成した納付書により、金融機関（百十四銀行等）で納付する。 開札開始時間までに、納付の確認のためにその領収書を入札執行部署の職員に提示すること。

納付の方法	<p>②保証金に代わる担保（有価証券等）で、開札日の前日までに納付する場合 別表に掲げる担保で納付する場合は、「保管有価証券納付書」に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行部署の企業（分任）出納員へ納付する。 （別表のうち、国債等の有価証券に対する価値は、その額面の100分の80に相当する金額となる。 ※契約しようとする金額×0.0625以上） 還付時に必要となるので「保管有価証券預かり書」を受け取ること。</p> <p>③開札当日に納付する場合（現金及び有価証券等） 「入札保証金等納付書」に必要な事項を記載して、開札の開始時間までに 入札執行部署の企業（分任）出納員へ納付すること。</p>
保証金の還付手続	<p>①落札者以外の場合 ア 開札当日に納付した場合は、開札終了後に「入札保証金等納付書」の還付請求兼受領書欄へ記名、押印することにより、直ちに還付する。 イ 開札前日までに納付した場合は、開札終了後に現金の還付請求書（様式任意）又は「保管有価証券還付請求書」と「保管有価証券預かり書」を提出すること（有価証券等の場合）により、後日還付となる。</p> <p>②落札者の場合 落札者が納付した入札保証金は、契約締結後の還付となるが、契約保証金へ充当することができる。（※契約保証金へ充当できない場合もあるので、入札執行部署の職員に問い合わせること。）</p> <p>ア 開札当日に納付した場合は、「入札保証金等納付書」の還付請求兼受領書欄へ記名、押印することにより、後日還付する。 イ 開札前日までに納付した場合は、現金の還付請求書（様式任意）又は「保管有価証券還付請求書」と「保管有価証券預かり書」の提出すること（有価証券等の場合）により、後日還付する。</p>
委任状	保証金の納付、還付請求、還付金の受取りについて、代理人をもって行う場合は、委任状の提出が必要

2 契約保証金の納付

項 目	内 容
保証金の額	契約金額の100分の10以上 ※契約金額に変更があった場合は、変更金額に応じた割合で保証金も変更となる。
納付の期限	契約締結日まで
保証金に代えることができる担保の種類	別表のとおり
納付の方法	<p>○落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。（※契約保証金へ充当できない場合もあるので、入札執行部署の職員へ問い合わせること。）</p> <p>①現金で納付する場合 企業（分任）出納員が作成した納付書により、金融機関（百十四銀行等）で納付する。</p>

納付の方法	<p>②保証金に代わる担保で納付する場合</p> <p>別表に掲げる担保で納付する場合は、「保管有価証券納付書」に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行部署の企業（分任）出納員へ納付する。（別表のうち、国債等の有価証券に対する価値は、その額面の100分の80に相当する金額となる。 ※契約金額×0.125以上）</p> <p>還付時に必要となるので「保管有価証券預かり書」を受け取ること。</p>
保証金の還付手続	<p>○契約上の義務を履行し、履行検査終了後に還付する。</p> <p>現金の還付請求書（様式任意）又は「保管有価証券還付請求書」と「保管有価証券預かり書」の提出すること（有価証券等の場合）により、後日還付する。</p>
委任状	<p>保証金の納付、還付請求、還付金の受取りについて、代理人をもって行う場合は、委任状の提出が必要</p>

(別表)

担保の種類	摘 要	担保の評価額						
国債、地方債		額面金額の8/10に相当する金額						
国債の利札、地方債の利札	支払期日の到来したもの 利札(りさつ)：各利払期における利息の支払を約する有価証券							
政府保証債	政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券							
金融債	銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券							
小切手	<p>契約担当者が確実に認める金融機関が振り出し、又は支払保証をしたもの（小切手の有効期限が、契約締結予定日より後に到来するものでなければ担保とすることはできない。ただし、落札者となった者が納付した入札保証金等は、当該落札者が契約を締結するまで企業団が保管し、契約締結後に還付するものであるが、本人の申出により契約保証金の全部又は一部に充当する場合、小切手の有効期限は契約の履行期限よりも後に到来するものでなければ担保とすることはできない。）</p> <table border="1" data-bbox="443 1688 1091 1870"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>有効期間 (振出日の翌日から起算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振出小切手</td> <td>6か月と10日</td> </tr> <tr> <td>支払保証小切手</td> <td>1か年と10日</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、これらの小切手の提示を受けた場合は、当該小切手が、「契約保証金に代わる担保」なのか「現金の代わりに納付するもの」なのかを必ず確認すること。</p>	種類	有効期間 (振出日の翌日から起算)	振出小切手	6か月と10日	支払保証小切手	1か年と10日	額面金額
種類	有効期間 (振出日の翌日から起算)							
振出小切手	6か月と10日							
支払保証小切手	1か年と10日							
定期預金証書	<p>金融機関の質入れ又は譲渡に関する承諾書を添付させなければならない。</p>	額面金額						

入札保証金・契約保証金の納付等手続の流れ

